第五十一条の二第三項中「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十三年を経過した年の十二月」を「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項に次の各号を加える。

一　軽自動車　初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十三年を経過した年の十二月（特定自動車に該当するものにあつては、十一月）

二　特定自動車（軽自動車に該当するものを除く。）　初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月の前月

第五十一条の二を第五十一条の三とする。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（免税対象車等の範囲）

第五十一条の二　法第九十条の十一第一項に規定する政令で定める検査自動車は、揮発油自動車（乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次の各号のいずれにも該当するもので財務省令で定めるものとする。

一　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

二　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

2　前項に規定する「揮発油自動車」とは、法第九十条の十二第一項第四号に規定する揮発油自動車をいい、前項に規定する「乗用自動車」若しくは「車両総重量」又は「貨物自動車」とは、それぞれ法第九十条の十第一項又は第二項に規定する乗用自動車若しくは車両総重量又は貨物自動車をいい、前項に規定する「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」とは、法第九十条の十二第一項第四号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び同号ロ(3)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいい、前項に規定する「平成十七年揮発油軽中量車基準」とは、同号イ(1)に規定する平成十七年揮発油軽中量車基準をいう。

3　前二項に規定する「エネルギー消費効率」とは、法第九十条の十二第一項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率をいい、前二項に規定する「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」とは、同号イ(3)に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第一項中「第二十七条の十一」の下に「（第六項の表第八十条第一項の項に係る部分を除く。）」を加え、同項の表第六項の表第八十条第一項の項及び第百三十四条の二第二項の項を次のように改める。

第六項の表第百三十四条の二第二項の項	第百三十四条の二第二項	第百三十五条第二項
	租税特別措置法第四十二条の十一第五項	旧効力措置法第四十二条の十一第五項

附則第三十八条中「施行日前に設立されたものにあっては、」を「以下この条において「特定目的会社」という。）の施行日以後に開始する事業年度（改正法附則第九十六条第一項に規定する届出未済会社（以下この条において「届出未済会社」という。）にあっては平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に限り、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては」に、「に同項第一号ハ」を「最初に変更等届出（新法第六十七条の十四第一項第一号ハに、「するものに限る。）の施行日以後に開始する事業年度」を「いう。以下この条において同じ。）をする日以後に終了する事業年度に限る。）」に改め、「旧法第六十七条の十四第一項に規定する」を削り、「開始した事業年度」の下に「（届出未済会社にあっては施行日以後に開始し、かつ、同月一日前に終了した事業年度を含み、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては施行日以後に開始し、かつ、施行日以後最初に変更等届出をする日前に終了した事業年度を含む。）」を加える。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項から第四項までの規定中「中小企業者」を「中小事業者」に改める。

附則第八条第一項中「第二十七条の五」の下に「（第十三項の表第八十条第一項の項に係る部分を除く。）」を加え、同項の表第八十条第一項の項及び第百三十五条第二項の項中「第八十条第一項の項及び」を削り、同条第二項の表第二十三条第一項の項を削る。

第四条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定（同法附則第一条第四号ハに掲げる規定を除く。）」に、「第十条の五第一項、」を「第十条の四第三項、第十条の五第一項から第三項まで、」に改め、同条第二項中「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号）第一条の規定（同令附則第一条第四号イに掲げる規定を除く。）」に、「平成二十六年新租税特別措置法施行令」を「平成二十七年新租税特別措置法施行令」に、「第五条の六の五まで」を「第五条の五まで及び第五条の六の二から第五条の六の五まで」に改め、「、第五条の六第五項」を削り、同条第四項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十九号）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百五十一号）の規定（同令附則第一項第一号に掲げる規定を除く。）」に、「平成二十六年新震災特例法施行令」を「平成二十七年新震災特例法施行令」に改める。

附則第五条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定（同法附則第一条第四号ハに掲げる規定を除く。）」に、「「平成二十六年新租税特別措置法」に、「平成二十七年新租税特別措置法施行令」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条の規定」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定（同法附則第一条第四号ホに掲げる規定を除く。）」に、「おける平成二十六年新租税特別措置法」を「おける平成二十七年新租税特別措置法」に、「平成二十六年新震災特例法施行令」を「平成二十七年新震災特例法施行令」に改める。